

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 26 日

白井市長 伊澤 史夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

白井市

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 29 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

[法人 4 経営体
個人 32 経営体]

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない

5. 将来の農地利用のあり方

(市全体)

市の農業は、特産品であるなしを中心に営農されているが、農業者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増加傾向にある。

今後は、農業委員会、農協、農家団体等と連携し、高齢農業者や離農者等から担い手農家や新規参入者への農地の利用集積を図ることで農地の有効活用を進め、新たな耕作放棄地の発生を防ぐとともに耕作放棄地の再生を推進する。

(平塚地区)

手賀沼土地改良事業を推進するために、地域での話合を継続的に進めていく。

農家が使用しなくなった農機具等仲介する仕組みを考える。

(神々廻地区)

話合を継続的に進めて印旛沼土地改良区の水田等の耕作放棄地の解消策を検討する。

(白井・下長殿地区)

話合を継続的に進めて、担い手等の創出も含めて水田の耕作放棄地の解消策を検討していく。

(木地区)

話合を継続的に進めて、農地中間管理事業や担い手支援に係る各種事業の活用により地域農業のあり方を検討していく。

(白井地区)

話合を継続的に進めて、担い手等の創出及び農地中間管理事業の活用を検討し、水田の耕作放棄地の解消策を考えていく。

6. 農地中間管理機構の活用方針

(市全体)

- ・県、農業委員会、農協等と連携し、農地中間管理事業のメリット等の周知を図り、農地中間管理機構の活用を推進する。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 地域農業の将来のあり方

(市全体)

- ・農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化、6次産業化を進めるとともに、駅周辺や地域における農産物の販売の場を作ることで、農業経営の安定化を図る。
- ・市内農家の集落営農や新規就農の促進、市外農家への利用集積を進めることで、新たな耕作放棄地の発生を防ぐとともに耕作放棄地の再生を推進する。